

都留市史

資料編 近世 II

第一章 陣屋支配と郡内



正徳元年 キリシタン取締り高札 都留市所蔵

概 説

現市域の村々は、江戸時代、郡内と史料上に記される都留郡に位置している。その郡内こと都留郡は、江戸時代、時が下るほど、甲斐国という地理的呼称の枠内に留まらない位置を占めていき、幕府代官も、その認識が無くしては、谷村を核とした効率良い支配を展開しえなかったともいえよう。

本章は、幕府支配の変遷も去ることながら、その点を念頭におき、幕府代官の支配の様相、それに対する村々の対応をうかがわせる史料で構成することに努めた。そして、それら史料を三節に分けることにした。

第一節の「触と教諭書」は、数多く出された幕府代官の触・廻達書や、それらに対する村々の請書のなから、時代的な特長を示すものもとより、幕府代官による郡内という土地柄認識がうかがえる史料を中心に編んだ。村々取締方の説論から郡中取締役の任命にいたる動きは甲斐国内他郡でもうかがえるところであるが、これら史料によれば、郡内の場合、代官養笠之助、また江川太郎左衛門が想定する村役人理想像との関連で、支配の展開を促えていく必要があることを示唆しているように思われる。

第二節は「陣屋と郷宿」と題した。出張陣屋ながらも、幕府代官配下が常駐する陣屋の設置と、それに伴い訴訟行為の面倒を見る郷宿の存在から、谷村と周辺村々の関係を探ろうとするものである。

そのため、さらに三項に分けた。

第二節のうち一項は、陣屋付属施設の修復や諸行事への負担の在り方、また郡中入用との関係など、陣屋と郡内村々の関係をうかがおうとするものである。その陣屋も、第一節にうかがえる幕府代官の認識と関係するが、機能の縮小が計られた。これが仕法替えと呼ばれたもので、それに対し、広範な反対運動が展開した。この反対運動に関係する史料を二項とした。そして三項として、郷宿の実体をうかがわせる史料を配置した。十全ではないが、谷村郷宿の株仲間、の在り方、訴訟関係事務の取扱方などにつき、その一端なりとも示す史料に恵まれたと思われる。

第三節は「両谷村名主と郡中惣代」と題した。郡中代と郡中惣代の語は分けて捉えられ、幕末にかけての小前の運動の結果として、郡中惣代が登場すると考えられつつあるが、ただし当該時期においても、史料上では郡中代と郡中惣代の語は混用されている。この混用の背景として色濃く影を落としているのが、両谷村名主の歴史的機能と、その存在であろう。同項は、明治維新にかけて、郡中代または郡中惣代と、谷村名主のからみあいを解きほぐす史料を提供しようとするものである。

以上のほか、この時期で落とせない問題のひとつが、幕末にいろいろと村方へ賦課される御用金と、その賦課に対する村々の対応の在り方である。そして、いまひとつが、郡内では強壯人と称される正丁徴発による取締組合の再編成問題である。そこで、これらの史料を第四節とし、「幕末の郡内」としてまとめた。

第一節 触と教諭書

一 徒党取締方お触れにつき加畑村小前請印帳

天明三年(六三)十一月

(表紙)

天明三卯十一月

御触書小前請印帳

加畑村

在方おみて何事に不依徒党之儀申勸メ候もの共有之、其村は不及申最寄村々百姓共申合、右場所へ罷越、徒党之内頭取并重立候者見定掘取候様いたし、若手離及候へ、住所名前聞糺、他支配・他村・御料・私領等無差別相認、支配御代官所又は支配違ひ之御代官所へ成共、最寄次第可差出候、万二捕違・名前違等有之候ても不苦候、徒党之もの共仇を不致様取計遣し、相心之御褒美可被下候、万一遺恨ヲ以咎なき者之名前申立候事有之おみてへ、吟味之上可被行重料候間、村々心得違無之、急度相守候様兼テ心掛、支配限村々小前之もの迄不洩様申渡、請書印形取置、村役人其外もの共まで、銘々居宅へ張置候様可申渡候

十一月

右御触ニ付、前書通被仰渡逐一承知仕候間、堅相守可申候、仍て銘々御請印仕候、以上

源兵衛印
文七印

五人組 文 助印

清右衛門印

清 藏印

(以下五人組・四人組計二十九人略)

加畑村

名(主座)

治郎左衛門印

(加畑 森嶋芳彦家文書 支配・法令五)

【解説】 この年、浅間山大噴火の影響もあり、九月から十月にかけ、上野・北信濃で上信騒動と呼ばれる打毀が発生し、各地でも一揆が多発した。そのため十一月四日、幕府は上野・下野・武蔵・信濃・常陸へ徒党取締を触れ、数日後、改めて全国へ触れた。幕法と字句にいささかの違いがあるが、本史料中の本文はその触である。

二 日々暮し方など教諭申渡しにつき金井村請書

文化二年(八五)十一月

(表紙)

文化二年

被 仰渡御請書

十一月

甲州都留郡

金井村

申渡

一 前々御法度御條目、追々被 仰出候御制禁之趣、弥以堅相守、両親ニ孝行を尽し、兄弟・親縁類にしたしみ、夫婦間正しく、勿論奉公人は主人へ忠節にいたし、兼て百姓仲間睦しく交り、もとより農業において御年貢金前廉より心懸、触出し日限無滞相納、其

外納物諸役無遅々、荒地有之場所は作間起返之手段無油断、川除・用悪水・道橋等、御普請所・自普請所仕方取締共聊等閑ニ不致、万端実意ニみかき合、出入又は喧嘩口論等無之様いたし、何事によらず老て子なく、独暮の者・みなし子・病者等をいたわり、忠孝或ハ勝れて奇特之者あらハ可申出、大小にかきらす一家之主したる者、其身の慎を元とすへし、就中博奕賭之勝負は格別、弓・揚弓・盤上逆も不届之至ニ有之、又重立之ものにて、茶の湯・乱舞・音曲、其外遊芸に曾て不携、衣類・道具等手輕き品にても必分限に過へからず、勿論酒色の猥り格段に嗜へく、神仏事・祝事たり共、則於 上御引続御儉約被 仰出、末々迄之儀種々御世話被為有候、御時節得と相弁へ、諸事實素可相守、所柄にも不似合祭礼杯に事寄、舞台・棧敷等かけ渡し、歌舞妓・あやつりの類催し候儀共ハ以之外之事にても、尊崇之心有之、其村之神仏は不及申、國中ニ靈場多く有之、随分信心相成事にて、たとへ神社仏閣拜礼志願有之逆も猥に他国すへからず、右何れも詰り村所之衰微なれハ、放埒之者、人々之異見も不取用をハ早々可訴出、其身々極難におち入、おのつから人氣悪敷相成、欠落は勿論、公事沙汰多く困窮之ものとひ、甚しきハ出入之腰押いたし、或は無筋之願事を企、勝手のみ任せて謀り欺くより追従賄路の心も起るなり、我等手付・手代は不及申、家来末々迄堅申付置候間、何によらず手入間敷儀、音物・礼物とも決して贈るへからず、

検見其外出役之節は、所有合之品を以一汁一菜之外、少も馳走ケ間敷儀致間敷候

右之趣於相背は嚴重之可及沙汰、猶追々可申渡条前書面写取、無高・召仕之者迄為説聞、請印取之、勿論名主始村役人銘々慎を重ね、諸取計無等閑、尤村入用減方格別ニ心を用ひ、物事行届候様正路に相勤、御年貢割其外勘定合、小前末々迄得と申聞、連印取置、出入ケ間敷儀等出来不致様急度可相心得者也

文化二丑年十月 養笠之助

前書被 仰渡之趣、銘々逐一承知仕奉畏候、然ル上は召仕之もの迄得と申聞、急度相守可申候、若相背候ハ、何分之御咎ニも可被仰付候、依之惣百姓一同連印を以御請書差上申候、以上

丑十一月

市右衛門印

長兵衛印

武兵衛印

(以下三五人略)

(金井

矢嶋勝子家文書

支配・法令一一)

【解説】 幕府は享保七年(二七三)に、手習師匠などの手も借り、御法度条文・五人組帳はかを利用した教諭を求めたが、その方針を押し進めたのが、本史料中の代官申渡である。読み聞かせやすい文章で、争わず質素に、農業に励み、きちんと年貢を納めることが、い

わば人倫として説かれている。

三 郡内村々取締方申渡しにつき金井村請書

文化五年（一八六〇）二月

（表紙）
文化五年

被仰渡御請書

辰十二月

甲州都留郡
金井村

差上申御請書之事

私共村々取締方之儀ニ付、先前被仰渡候趣無違失行届候様可致旨、
当八月申越敷被仰渡候所、当秋田畑作違ニ付、御引方等御願申上候
年柄之儀ニ付、小前末々迄取締方猶更格段ニ可相守管之所、不得止
事無宿・風来もの等ニ相交、賭諸勝負いたし、其外不取締之族も有
之趣被及御聞、全村役人共申教方等閑故、郡中人氣風俗可立直期も
無之、不埒至極ニ思召、猶又此度郡中最寄村々当役・古役之もの共
御差名ニて被召出、村宿役人へ申合、取締方可致旨被仰付候間、得
其意、村宿役人儀も右之者共へ懸合、村内昼夜見廻、聊ニても賭勝
負は勿論、無宿・風来もの等不差置、商人ニても風鉢不宜者ハ決て
宿不致、日待講寄合と号し打寄、酒食等不費、家業大切ニいたし候
様、末々迄不洩様堅可申渡旨厳敷被仰渡、逸々承知奉畏候、然ル上
ハ村役人申付を不相用、不取締之者有之趣被及御聞候ハ、当人・
五人組ハ不申及、村宿役人一同、如何様之儀ニも可被仰付候、右御
請連印差上申所、仍て如件

文化五辰年十二月

金井村

百姓

権右衛門 蔵

銀 蔵

渡、村継を以差出、尤取締之ものより談次第、人馬并ニ「」
等無遅滞可差出候、止宿等も差支無之様可致候事

谷村
御役所

村々取締
役人中

一 自己之宿意を以公事出入之沙汰ニおよび、自分之つみを隠シ、或
は人之越度を見込、難儀為致候ものも有之哉ニ相聞、宿意有之
故、実意之取扱も不受聞出入ニ募り、又は先方より出入いたし取
懸り、相互ニ金銀を費、修ニは困窮ニ落入候様相成候、以来取締
之もの持場、村々役人并ニ取締之もの一同申合、公事出入可相成
丈村方ニて内済いたし、静謐ニ相治り候様取計候
但シ、取締之もの并ニ村役人より公事出入正路ニ取扱、異見差
加候儀も、一己之我意申募り、不聞受もの証拠有之義は格別、
無証拠ニて申争ひ候分は、取締之もの并ニ村役人一同申合、内
済不聞受ものは、其趣を以急度致吟味候間、小前もの共へ心得
違無之、得と可申聞置者也

右之通り相触候間得其意、此廻状早々順達、留村より可相返者也

九月三日 谷村
御役所

下谷村
玉川村
与繩村
戸沢村
法能村

勇 八
（以下三五人略）
（金井 矢嶋勝子家文書 支配・法令二）
【解説】 本史料では、総じて風俗矯正への対策として、村内の昼夜
見回りなど、村役人の積極的な関与が求められている。とくに、選
抜された当役（現在の村役人）・古役（村役人筋の家）の者が呼び
集められていることは、次史料との関係で注目される。

四 郡中取締役設置についての谷村役所触書

文政二年（一八二〇）九月

此度郡中為取締役、別紙帳面名前之者共へ取締方取扱被仰付、組合
相立時々見廻り、尤組合村ニ無之共行懸り、博奕都て賭之諸勝負い
たし候ものは勿論之儀、去ル午年四月中被 仰渡候御趣意を以、無
商売ニて同類を集メ通りものと唱、身持不埒成ものを子分杯と号シ
抱置、或は百姓ニ不似合長脇差を帶、目立候衣類を着シ風俗不宜、
又は出生不慎成男女等差置候類、惣て村方のため不相成、其外悪事
之始末并名前等得と承札、時日を不移早速訴出可受図レ差候、尤盜
いたし候歟、博奕いたし居候もの見当り候節、捕方手延ニて可逃去
様子ニ候ハ、時宜ニて即時搦置、村送りを以差出候管候、取締之
儀は右もの共持場は不及申、其余村々ニても村役人一同申合、取締
之もの談を請、重頭無之様可取計候

但シ悪もの共搦置候ハ、其もの所持之品等、当人は不申及、其
所之村役人立会巨細相改、書付受取印形取之、取締役之ものへ相

熊井戸村
小野村
菅野村
道志村
秋山村
朝日曾雌村
朝日馬場村
朝日小沢村
小沢村
藤崎村
小篠村
立野村
綱之上村
新倉村
塩瀬村
川瀬村
四方津村
松留村
八ッ沢村
新田村
上霧村
下霧村
都留郡取締役人

黒野田村
吉ヶ久保村
白野村
中初狩村
真木村
花崎村
花崎村主
喜右衛門
中初狩村主
七郎右衛門
柴五郎
白野村主
三郎次
浅利村
強瀬村
岩殿村
畑倉村
奥山村
林志村
奈良子村
瀬戸村
駒宮村
下浅川村
葛野村
下和田村
右村々取締役
下和田村主
勘左衛門

小明見村
大明見村
下吉田村
松留村
新倉村
上吉田村
右村々取締役
上吉田村
師職伊
新倉村組頭
新屋村
山中村
長池村
平野村
内野村
忍草村
右村々取締役
内野村主
山中村主
船津村
木立村
勝山村
大嵐村
成沢村
長浜村
大石村
衛進
衛前予

葛野村年寄
弥重郎
畑倉村年寄
彦次右衛門
四日市場村
古川戸村
川茂村
小形山村
田野倉村
井倉村
右村々取締役
四日市場村主
吉郎兵衛
川茂村年寄
重藏
与縄村
朝日馬場村
朝日小沢村
朝日曾雄村
小沢村
秋山村
右村々取締役
秋山村主
七郎兵衛
同名主
伊右衛門
朝日馬場村主
九郎兵衛
朝日小沢村主
庄右衛門
道志村
右村取締役
右村久保組主
善右衛門

川口村
上浅川村
右村々取締役
船津村
長浜村主
与五太夫
川口村
因幡
下谷村
川棚村
薄原村
平栗村
加畑村
大幡村
中津森村
金井村
右村々取締役
下谷村主
年寄吉兵衛
久右衛門
上谷村
玉川村
戸沢村
法能村
小野村
菅野村
右村々取締役
上谷村主
同断
伝兵衛七

殿上村
猿橋村
宮谷村
袴着村
鳥沢村
犬目村
上大野村
下大野村
右村々取締役
大月村年寄
和十郎
犬目村名主
駒橋村名主
伊藤太
猿橋村名主
六兵衛
野田尻村
大櫛村
桑久保村
和見村
蘆村
大倉村
大曾根村
霧川村
上野原村
右村々取締役
上野原村名主
市右衛門
同所助
和見村名主
五郎左衛門

藤崎村
小篠村
立野村
網之上村
塩瀬村
新倉村
川合村
四方津村
松留村
ハツ沢村
新田村
上霧嶋村
下霧嶋村名主
右村々取締役
五郎右衛門
新田村名主
六左衛門
上暮地村
十日市場村
夏狩村
鹿留村
境村
小沼村
倉見村
右村々取締役
鹿留村名主
善兵衛
夏狩村名主
友左衛門

小沼村名主
五郎右衛門
桐原村
西原村
小菅村
丹波山村
右村々取締役
小菅村名主
喜右衛門
桐原村名主
加兵衛

(文政二年「谷村御役所御触書」)
(朝日馬場 渡邊洋男家文書 支配・法令七五)

【解説】 本史料によれば、組合村設置・取締役任命の目的は、子分を抱える通りの者の追捕と内済処理の強化にある。組合は、多くの小村からなる道志村を除き、地域ごとに四〜一二か村からなり、組合ごとに二〜四人の取締役が置かれた。なお取締役には、名主に限らず、年寄・組頭の名も見える。

五 郡内領は公事出入が多いため吟味の旨の申渡請書

文政五年(一八二四)四月

申渡

郡内領村々之儀、近來公事出入多ク、殊更公事人共之内、甚心得違之者有之、利害も不相弁我意申張、又ハ支配ヲ差越駈込訴・御駕籠訴等致候類間々有之、以之外之儀ニ付、此度 奉行所へ申上、風俗人氣教諭として自分罷越事にて、右ニ付ては公事出入夫々取調之上、我意不当之儀申募り候者、聊無用捨敵敷吟味詰メ急度申付候

条、得其意、心得違不致、神妙ニ吟味請可申候事

午四月

前書之通り公事人共へ被仰渡候間、得其意、被仰渡書写取、小前末々之者迄不洩様読聞、名主方へ請印取置可申旨被仰渡、一同承知奉畏候、仍之御請印形差上候、以上

郡内領村々

文政五年

午四月

役人

山本大膳様
谷村
御役所にて

(東京都多摩市 牛田輝秋家文書 支配・法令一〇)

【解説】 本史料は「公事出入り多く」と糾弾された郡内村々の請書写である。文政元年(一八二〇)に石和代官に就任した山本大膳は、史料四の取締役設置に続き、自ら谷村陣屋へ出張することで圧力をかけようとしたと思われる。

六 救済行き届くにより平静に農業出精の旨の教諭廻状

天保八年(一八三七)五月

(天保七年)

去申年郡内領格別之凶作にて、十一月頃より追々飢餓之もの出来、旧臘より当春ニ至飢数万人ニ及、葛根其外食用ニ可成品々掘取、飢ヲ凌候趣相聞ニ付、不取敢自分手元金ヲ以米穀・雜穀取交百九俵買入、石和より相廻し直段渡方為取計、右之次第ヲ以急夫食拝借之儀、早速江戸表へ申立置、猶前書救般へ引続自分振替ヲ以買入、不

少手数日々之様相送、其外自分利害之趣元メへ申合、及飢候もの共救方之儀、所身元之もの共へ申聞、是以追々不少差出、并与荷穀其外品々手尽、御救拝借被仰付候迄穀類相渡為渡、飢死も無之、且夫食代御下ケ金有之候後、追々渡方、先達て皆済ニ相成候者、村々役人共・小前惣代連印之拝借請取有之、夫等は銘々ニは心得可居儀、再夫食代とても去々月下旬御下ケ渡相成候得共、右御下知迄之間ニ米穀金子操合、追々同様渡方ニ相成、且村々より前条救之ため為差出候助合金式千六百七拾両余・錢四百貫文之内、金子五百八拾両余・錢四百貫文は是迄夫々渡方ニ相成、右等再夫食并助合金共夫々村役人・小前惣代請印帳証文共、其外種粉麦代とても夫々渡方ニ相成、請印帳有之、容易之御救ニ無之御時節柄、度々申上候も自分ニおゐて恐入候儀ニは候得共、御任被置候数万人及飢候儀ニ付、再々応大金之御救拝借ヲも申上、夫々御渡方ニ相成、乍恐、公儀御仁徳之程容易ニ相心得候ては不濟義、於自分も支配所之もの共、右之通飢渴ニ迫候趣承りおよび、何共不便ニ存、第一 上より御任セ被置候民事、たとひ三度之食ヲ二度食候共可救遣は品々取計、去冬十一月郡内領飢饉承次第、自分ヲ始家来ニ至迄日々麦ヲ食候も、朝暮向所之飢ヲ不便ニ存候所より之儀、加之村々疾疫流行多分病人出来、或は数度之火災にて雨露ヲ可渡様も無之次第ニ至、饑寒ニ迫、盜賊多立廻、一統極難渋ニ陥、依てハ谷村詰合手代共も品々心配、石和陣屋自分手許へも日々申越、及差因厚く為取計、右之通差迫候処、餓ヲ為相渡、一統人氣も穩ニ有之候は、実ニ 公儀御仁徳御救筋行届候故之儀ニ有之、尤旧臘より当春へ掛厚御救筋共、小前末々

上は、聊以疑惑可致苦無之、且内々御下ケ金并村々助合差出金之義も、前条之通村毎請取証印差出有之、然ル上は今般村々差出ス訴状之通御救方行届、村々一同難有心得候段は相違有之間敷、尤右村々助合金式千六百七拾両余・錢四百貫文之内、内金千五百八拾両余・錢四百貫文は是迄下ケ渡、村役人・小前惣代連印請取証文夫々差出有之、殘金之分は穀買入置、是迄追々渡し方相成、猶殘穀之分は此上当時飢饉之もの共へ相渡し、請印帳取置事ニ候条、可得其意、前書之通一同難有心得候上は、自分致安堵事ニ有之候、向後共身元之ものは小前ヲ助、小前之もの共ハ其恩義を厚心得、自分廻村之上利害申聞置候通、第一 公儀莫太之御仁徳は朝暮無忘却、人命繫候次第難有心得、此上安穩ニ農事・産業共出精可致候、最早是迄取続、麦作出来も宜敷相見得候間、致安堵穩ニ取続可申、此等之趣意ハ利解申聞度存意にて、自分直触ヲ以村毎相廻ス事候条、村々役人共一同厚心得、小前末々之者ともへ不洩様申渡、再応も為読聞、能々為相并可申もの也

西五月 (西村) 貞太郎

(天保七年「諸御触状留」)

(朝日馬場 渡邊洋男家文書 支配・法令一〇七)

【解説】 本史料中では夏狩村の騒動が言及されているが、飢饉に苦しめられた郡内の他村でも、同様に夫食・助合金の配分をめぐる騒動が起きたと思われる。本史料は代官西村貞太郎の直触の写で、自ら谷村陣屋へ入り、郡内を廻村して調査したこと、救済措置に不正がないことを繰り返し述べ、静謐を求めている。

ニ至迄悉く難有かり候趣、村々惣代共ヲ以谷村并石和陣屋へ罷出難有仕合之旨申立、其後ニ至候ても、小前末々迄公儀御仁徳之段一統難有心得、斯迄厚く御手を被尽被下置候上ハ、万々一此上何様差迫候共、心得違人氣立候儀扱は毛頭無之趣、郡内領誰彼となく申合居候趣、度々於石和も及承致安堵居候処、不斗今般郡内領村々、御救筋之儀疑惑申族も有之趣之風説相聞、右は余事と違御救筋之儀にて、於自分も甚不安堵ニ存候義、尤当三月十八日、ケ条ヲ以相触置候通、村役人・小前百姓惣代連印ヲ以御救渡遣、夫々小前へ配当之上、連印之請取役所へ差出上は、聊以可致疑惑儀は無之、全心得違之儀ニ可有歟、夫共谷村詰之手附・手代之内依怙之取計之様にも疑敷存候儀有之ハ、自分陣屋可罷出可申上、善惡之程承り遣可申旨、過日自分より早速触書差出□、不取敢入陣之上渡方之次第見届、且不容易御救共 公儀御仁徳之程も及利解、并御救渡方之次第可申聞と、谷村へ相越於途中、郡内領村々之もの共手許へ訴状差出、猶亦入陣へも、谷村取扱村々百ヶ村余差出ス訴状之趣令一覽処、 公儀御仁徳之御救大金渡方并自分取扱とも、村々一統難有心得、且於役所渡方取計候穀類平均直段之分は、格外當時之売買相場より下直ニ有之、其外取扱向悉承伏、村々一統難有心得居候趣銘々申立、至極左様可有之儀、全今般夏狩村之もの共、心得違より御救筋渡方之義疑惑いたし、尤右村方は年来出入立、相互ニ宿意合有之候より、右鉢彼是申立候義と村毎申立、自分入陣、右村御救筋之義得と相調処、夫々渡方明白にて、村役人・小前百姓代連名之請印差出有之、殊ニ夫々小前へ配当之上、小前連印之請取役所へ差出

七 新任代官より支配方針申渡しにつき鹿留村請書

〔表紙〕 天保九戌年十月 天保九年(八元)一〇月

御改革被仰渡御請証文
甲州都留郡 鹿留村

今般其村々自分支配所被仰付候ニ付

旧弊改革之趣、左ニ申渡候

一村役人・郷宿共、手代長屋・湯吞所等ニ一切立入間敷候
(天保四年) 去々申年違作、米価高直にて諸民難儀および、平日無
心掛之ものは夫食差支、餓死および候ものも有之哉ニ候得共、心掛宜ものは、小前・水吞にても相応取続候ものも有之、畢竟平常凶年手当之心掛も無之奢ニ長シ、農業・家業ヲ怠り、不身持情弱故之儀にて、家業出精・質素儉約さへ致シ候ハ、凶年たり共及飢ニ候程之義は無之候、且又身元相応之ものは何様にも出精いたし、其宿村窮民扶助可致は勿論之儀にて、利欲ニ走、困窮・難渋之もの共ハ不顧奢ニ長シ、纔ニ申訳迄之施いたし、不実意之取計於有之は不相濟事候間、心ヲ用、精々救・合力等可致候、自今以後農業・家業出精、質素儉約専ニ心掛、役人共おゐても同様心得、勸農第一ニ取計、農家之行状行届、欠落・勘当もの等無之様、小前末々迄明々教諭いたし、何事も実意正路ニ取計可申候

一 百姓共飴菓子・菓物其外売歩行候もの、本業を勤候より其日之稼

有之より心得を違、近年別て右様之者多分有之、右之もの田畑荒蕪之基にて、其上凶年之節は必至と差支候間、自今以後本業專一ニ出精致シ、可成丈右様之家業ニ不陥様心懸可申、村役人共も精々心を用、心得違無之様教諭可致候

一 五人組之内不埒不届もの有之候は、其組合之難義ニ成事にて難遁儀ニ付、農業不精・身持不宜心得違之もの有之は、相互^(意)異見差加、悪事ニ携ル者ハ友吟味ヲもいたし、組合無頼之者無之様可致ため之五人組ニ候間、五人組帳御定目之趣相弁、右申如く可心得、勿論村役人より厚教諭いたし、為致改心、家業出精いたし候様可取計、其上ニも不取用之族は不捨置、其次第可出訴候

一 無宿并無頼之党、博奕其外悪事之諸業及、良民之害ニなり候者ハ、不捨置差押可訴出候、宿方ハ別て之儀、村方ニおゐても無宿并悪党徘徊いたし候を不相構、剩宿致シ博奕為催、又は盗物と心付ながら質物売渡シ等之セ話致シ候者有之故、其所は勿論、近村々迄良民之風俗不宜様成行、終ニ農業ヲ怠り、悪者共ヘ与シ、博奕其外悪業相働、果は無宿・無頼之党ニ陥候間、向後所役人共不絶見廻り、組限り相互ニ心付、右之族不為致徘徊、宿等致シ候もの無之様取計候、若相背者有之は早速可訴出候、且宿村役人共之内ニも博奕相催シ候趣相聞、実事ニ候ハ、向後風聞たり共受候ものハ、役人ニ候共無用捨入牢等申付、吟味之上御仕置申付条、急度相慎、役人之行状際立候様可相動候

一 天明年中御下穀有之、貯雜穀被仰付候は、凶年之節不及飢ため之手当にて、難有義ニ候処、右御趣意をも不弁故ニ候哉、雜穀不致

都て質素專一ニ可致候、若相背ニおいてハ其品取上ケ、急度及沙汰ニ条、心得違無之様可致候

一 名主役之義、近來入札いたし候処、役望之もの入札老枚ニ付何程と直段取極買請、落札ニ相成候様取拵、役人致候趣相聞、不埒至極候間、向後右様之義無之様可致候

一 村々之内、他所より芸者鉢之女罷越滞留いたし、又ハ、隠売女鉢之もの有之趣相聞、以之外不届ニ候間、自今以後隠売女は勿論、芸者鉢之者罷越候とも差置申間敷候

一 百姓・町人、武術稽古は不相成候事にて、先年御触も有之候間、急度可相守候

一 無宿は勿論、百姓・町等長脇差帶間敷候、若相背之もの於有之は罪科之有無ニ不拘召捕可差出旨、先年被仰渡も有之処、近來長脇差を帶歩行候ものも有之由、不埒之至ニ候、向後長脇差を帶候ものハ召捕差出候間、急度相止可申候

但シ、沓尺五寸以上より長脇差ニ候事

一 出入腰押等之義は不容易候処、罪科候事候間、右之趣相弁、心得違無之様精々心付可申候

一 芝居并手踊・賭的等之儀は可為無用旨、先年より度々御触有之候得共、尚心得違無之様、右御触之趣可相守申候

一 神社・仏客^(祀)祭礼・法会之節、宿村より花麗之幕、其外奢侈之振舞有之趣、以来從止可為事、若相背者有之は、其品取上急度可申付候、凡神仏共非礼ヲ請候ものには無之候、去々申年銘々困窮差迫候ニ付、御時節柄ニ候へとも、格別之思召ヲ以急夫食拝借も被仰

出石、又は聊之違作ニも貸渡シ相願、貸渡シ候者詰戻シ年延をも相願、偶貯有之村方は新穀不致詰替、鹿略ニいたし置、受痛多分之減石相立、兎角貯穀いたし候を難義ニ存し候様相当り、是等は其所役人之不行届にて、御趣意相弁出精出石いたし、貯穀堪足候得は、何如様之凶年ニても飢人等は無之答ニ候間、自今以後凶年にて出石可致雜穀無之年は格別、平年は不及申、聊違作之年は、貸渡シは勿論、詰戻シ年延等不願出石いたし、出石并詰戻シ小前帳年々正月廿日限り無相違差出シ、御下穀・貯穀とも年々新穀ニ詰替、凶年之手当ニ相成候様可致候、尤出役之者不時廻村相改、自分義も御用序改候事ニ付、可得其意候、万一見分^(意)之節貯不足有之歟、貯無之村は吟味之上急度申付条、不取締之義無之様可致候

一 近來衣食住、都て奢ニ長シ、身分不相応美食致シ、住宅・衣服花麗ヲ好候様成行、羽二重・縮緬・網はつち・雪駄或は蛇の目傘等相用、其外右ニ准シ諸事不相応之事共多、以之外之事候、右等所より及困窮候間、以来宿村役人并身^(本)本相応之もの迎も施食ヲ用、住宅其外都て花麗不相成様いたし、腹物^(物)之義も、七拾才以上之もの肌付納相用候義は格別、其余羽二重・縮緬・網はつち等は不及申、網氣一切着用致間敷、雪駄・蛇目傘等は是又不相用、傘は大黒・番傘等ニ可限、且又櫛・笄・かんさし・きせる、又は烟草入・紙入・かなもの、其外無益なる翫之品ニ金銀用候儀^(等)從止之旨、先前御触之趣堅可相守、尤惣て紛敷品一切用間敷候、幟之儀、近來追々木綿幟り相成、雖之義も身分不相応花麗不相成候間、幟は向後紙幟り可限、雖之義も聊も花麗不相成様右ニ准シ、

付、且多分之御年貢不納も乍致居、右様之義有之は非礼無此上候、神仏共、銘々身之程を相弁、誠之道相叶候得ハ、加護も有之候間、決て心得違致間敷候

一 是迄宿村ニおゐて花火^(花)たて候ものも有之由之処、在々ニおいて花火立候儀は如何之事ニ候間、向後急度相止可申候

一 自分廻村之節供廻リヲも省略いたし、手代共出役之節迎も、病氣・足痛等之外は駕籠等不相用、村入用不相懸様心掛候義之処、宿村役人共其外ニも乗駕籠、或は宿駕籠相用、又ハ所ニ寄相互ニ無賃人足差出シ候趣も相聞、不埒之至、身分不弁之儀ニ付、向後乗駕籠は勿論、宿駕籠ニても用間敷、若病氣・足痛等にて無抛宿駕籠用候共、相對雇は格別、無賃は勿論御定之賃錢ニても、人足差出シ候義致間敷候

一 検見其外廻村之節、耕地道普請は勿論、道橋掃除、都て取締ケ間敷儀決て致間敷候

一 自分廻村之節は勿論、手附・手代廻村之節も、足輕・小者ニ至迄、酒・肴差出シ候義は不及申、所有合之野菜ヲ以一汁一菜ニ相賄、聊も馳走ケ間敷義致間敷候、且又足輕・小もの等、宿村へ対シねたりケ間敷義申懸、又ハ手代共より相渡シ候木錢・米代、小者・足輕等よりは不相払趣も相聞、不埒至極ニ付、手附・手代共より宿村役人へ直払ニ為致、且御用中酒差止申渡置候間、買上之義頼候共、右之趣急度申断へく候、若ねたりケ間敷儀申懸候歟、右ニ振候義も於有之は、名前并其始末共印封を以可申聞候

一 先前支配中、宿村役人共へ御用之節ニ呼出シ差紙遣候ても、及延

日・遅刻等、又は日限有之可差出類をも及延引、役所退散後手代共宅へ罷越、御年貢諸上納物或は書付類、預り呉候様申之候役人も有之由、如何之事ニ候、平日役所出勤朝五ッ時、退参ハッ時ニ候条、右刻限之内罷出御用弁可致候、退散後手代共宅へ御年貢諸上納物・書付類持参致間敷候、尤実々差懸候御用向は、縦令夜中ニ候共、出勤之上御用弁致候事ニ付、其旨可相心得候、呼出シ日限并書付等之儀延引致間敷候、若相背候へ、急度申付条、右之趣可相守候、且右之通申渡候上は、可成丈手繰いたし、御用弁相成候様取計候義ニは候得共、御用向差儀又は手繰ニ寄、為待置義も有之候間、兼て其旨可相心得候

一 先前御支配中、御年貢米金其外諸上納物之義、触日限迄可相納処及延引、又は不納之村方も有之処、御年貢諸上納物は期月有之、夫々御金藏納候義にて、右鉢及延引、不納等可致謂無之候間、以来触日限迄無相違可相納、万一滞候へ、出役之もの差出シ、厳敷取立候得共、左候ては村役人之詮無之候間、取立出役等不請可取計候村々之内地所相預ケ小作為致候もの共、其地所之御年貢米金、小作人より相納候ニ付、先前支配中、地親より可相納旨申渡候由候得共、今以小作之者より相納候趣相聞、左候ては自未進等ニ相成、往々地主は勿論、一村之難儀ニも相成事ニ付、自今以後地親より急度相納候様可取計候

一 定免村々之義は、格別之違作にて、其村方平均反取之三分以上之損毛ニ不当候ては、破免検見入ニは難立御定法ニ有之、依て何ヶ年豊熟打統、多分之作徳有之候共、定免辻之外増米ハ不申付、且

大破、堤切所等出来候義ニ付、向後出水之節ニ人足召連罷出、堤切所・欠所等出来不致様骨折相防、用水・悪水・樋類は開閉専ニ心得、流失・破損等之相不成様取計、平常御普通通請所見廻り、小破之内村繕いたし、可成丈御普不相願様可心得候
(請方)

右申渡候趣、無違失可相守候

戊九月

右被仰渡之趣、一同承知奉畏候、依之御請印形奉差上候、以上

天保九戌年十月

甲州郡留部	鹿留	宮下自治会文書	三(一)(一)
鹿留村	鹿留	宮下自治会文書	三(一)(一)
百姓代	鹿留	宮下自治会文書	三(一)(一)
専	鹿留	宮下自治会文書	三(一)(一)
同断	鹿留	宮下自治会文書	三(一)(一)
兵衛	鹿留	宮下自治会文書	三(一)(一)
利右衛門	鹿留	宮下自治会文書	三(一)(一)
同断	鹿留	宮下自治会文書	三(一)(一)
茂左衛門	鹿留	宮下自治会文書	三(一)(一)
名主	鹿留	宮下自治会文書	三(一)(一)
佐平次	鹿留	宮下自治会文書	三(一)(一)
同断	鹿留	宮下自治会文書	三(一)(一)
彦兵衛	鹿留	宮下自治会文書	三(一)(一)

江川太郎左衛門様
谷村
御役所

【解説】 本史料は葦山代官江川太郎左衛門申渡請書で、全二三か条からなる申渡書の主眼は、無宿対策に質素儉約の推奨であるが、ことさら旧弊改革と記されるように、とくに二・六条目での天明・天保の飢饉状況と米価問題への言及、全体を彩る教諭文言に時期的特色があらう。なお一〇条で、名主役入札の不正を取り上げているこ

ハ人足難雜費も不相懸、定免之難有義を相弁、容易ニ破免は願間敷管之処、聊之違作ニも損ニ検見入願出候故、見分手代差遣、利解之上願止等ニ相成、却て村入用相掛、夫丈難義相増候筋ニ候間、破免相立程之違作候へ、格別、左も無之候へ、定免相保候様可致候、右三分以上損毛之義、平年之出来形より三分以上之出来劣ニ候得へ、破免相立候義と心得違致シ候ものも有之、左ニ申如く、其村御取箇定免辻之三分以上之損毛ニ不当候ては、検見入ニは不相成候間、能々可相弁、然ル上は格別之凶作ニ無之候ては、願立被致さる義ニ候間、心得違無之様小前未々迄可申諭候

一 御普請之儀、近來仕立方不宜、其上不正之趣風聞等其筋入御聴、取締向被仰出候ニ付、向後仕立方不宜場所は、手直・仕立直等申付候間、以来仕様帳通り念入可仕立、一鉢御普請所ニ候共、可成丈致村繕ニ、御入用不相願様可致之処、村入用相懸候義は無之事之様ニ心得違之族も有之、及大破自力難叶候ニ付、御入用被下、御普請被仰付候義之処、右等之訳も無弁、役人休泊雜費、其外之入用多分相懸、御入用高丈之御普請出来不致、以之外不將之次第ニ有之、川除・水刳等も仕立方等閑ゆへ、少々之出水ニも切斷・欠所等出来いたし、民之精力にて水旱之災害遭候義も有之ニ付、諸色寸間其外共都て仕用帳通り相改、村役人共場所へ附切り仕立方精々入念、聊も無手抜保方第一ニ心得、無益之人足其外費を省、御普請手薄之箇所は、村入用相掛候てなり共、丈夫ニ仕立候儀肝要ニ付、自今以後右之趣厚心得、実意行届出来形際立宜様可致、且又村役人共平日御普請所ヲ不見廻、疎ニいたし候より及

とは、次史料との関係で、江川の認識が窺えて興味深い。

八 郡内村々の村役人役儀勤め方につき代官ほかよりの下知伺書

(表紙)
子二月

天保十一年(一八三〇)二月

郡内領村々役儀御取極御取計方御伺書下

谷村御陣屋より葦山御代官御手許へ御伺書下
御代官様より
御奉行所へ御伺書添書付并御下ヶ紙写

甲州郡内村々役儀勤め方之儀ニ付取計方伺書

私当分御預所甲州郡内領村々之儀、他国と違人氣悪敷、公事訴訟夥敷、追々吟味仕候得へ、多分役好宿意より、種々ニ事寄出入訴出候様成行候間、村々役儀仕来候家筋之もの共ニ限、右家筋之外、以後役儀不相成様取極候へ、治方宜、出入多分相減可申、当時ハ小前未々迄惣鉢ニ困苦罷在、出入等多分相減候へ、宿詰飯料其外夫丈之諸雜費を省、往々村柄立直方一助ニも可相成儀ニ付、名主・組頭役共、是迄仕来候もの共之外役儀不為致、尤村方相札、一度ニても役儀いたし候証抛書物所持之もの共は役儀為致積、又小村等にて役儀可致家筋之もの無敷、役儀仕来候ものニても、死失退転は勿論、困窮陥り役儀難勤候様成行候節は、別段小前之内より見立、又ハ入札いたし、落札人を以取極候共、其節後役出来候迄仮役為致、退役後ハ直ニ素之小前ハ立戻候様為致候へ、第一村之治方宜、公事訴訟も格別相減可申見居^(書)御座候間、右之趣村々へ申渡候様仕度、依之取計方御下知奉伺候、以上

天保十亥年十一月

江川太郎左衛門印

（今礼の位置）

内状を以啓上仕候、然は郡内領村々役儀一条御伺書下、先便差上候処、被仰下候趣にてハ、未御伺御差出ニも相成間敷奉存候、然ル処追々申上候通り、当夏中相触候儀にて、右一条差縫、訴出候分ハ、今般止ニも相成兼、又一且差縫候共、村々取極候上は出入相減候見居ニ付、御伺出候様仕度奉存、右御伺御差出ニ相成候ハ、又申上候は、村々之内、名主又ハ組頭相動候もの、退役後は年寄と唱、年寄名目之もの多少共村毎ニ有之、右年寄之内を以名主役・組頭役入札いたし取極候村々多、右様取極有之村々ハ宜候得共、取極無之村方は、名主は名主、組頭ハ組頭と家筋取極、此触不申候ては極り不宜、組頭役いたし候ものハ名主役を望ニ付、名主と組頭と之出入、又出来いたし候間、先便差上候御伺面之内へ、右取極方御加除之上御差出可被下候

下也

御書面御伺書之儀、御伺御差出御下知御請可相成品ニ無之、支配御代官之存寄ヲ以改革等申付候儀ニ付、右御心得ヲ以御取計相成可然奉存候、併出張陣屋之儀にて 此方様御詰無之故、御差支之廉も有之候ハ、右等之訳ヲ以、御別紙添書付相添、御伺書御差出可被成哉ニも御沙汰御座候間、左様御心得、弥御差出被成度儀ニ候ハ、本文此上可申触廉御加除之上可被遣候、依之先便被遣候御伺下致返却候

一 鶴川宿周兵衛名主名目ヲ除、本陣名目にて御吟味可被成哉之儀、右は名主ヲも乍勤博突いたし候不屈之吟味可詰儀ヲ、名主

名目を除候ては、後響キ筋之取計ニも相当、且は後日何駄事之出来候節は掛之不念ニも候間、矢張名主名目にて御吟味可有之方と存候、尤申陳候共、手合之もの共一同及白状候上は、周兵衛可逃様無之、白状致候迄は入牢被申付置候様存候
右伺之上及御挨拶候

鶴川宿周兵衛博突之儀、一件書物御差戻、委細被仰下候趣を以吟味可差懸処、此節御年貢取立中にて、吟味猶予願仕候場合も御座候間見合置、最早近日取懸候積、追々内探も仕候処、此上難述及白状、手鎖ニは御座候得共、周兵衛儀名主名目を除、本陣周兵衛にて吟味仕候ハ、落入方も宜趣ニ相聞候間、本陣周兵衛名目を以一件書物取調候てハ、思召は有御座間敷哉否、早々被仰下候様支度奉存候右之趣御相談可得貴意、如此御座候、以上

亥十一月廿四日

与四郎

平太夫

正平様

甲州都留郡村々役儀取極方之儀ニ付取計方伺書

私当分御預り所甲州都留郡村々之儀、人氣悪敷公事訴訟夥敷候処、多分ハ役好宿意より種々ニ事寄出入訴出候間、役儀仕来候家筋之もの共ニ限、右家筋之外以後役儀不相成様取極候ハ、治方宜、出入も多分相減可申、当時は惣牀ニ困苦罷在、出入等多分相減候ハ、宿詰飯料夫丈之雜費ヲ省、往々村柄立直方一助ニも相成儀ニ付、名主・組頭役共、是迄仕来候もの之外役儀不為致、尤忝度ニても役儀

致候証抛書物所持訴出候分は、吟味之上役儀為致候積、又小村等にて役儀可致家筋之もの無數、役儀仕来候ものにて、死失退転は勿論、困窮ニ陥、役儀難動様成行候節は、別段小前之内より見立、又は致入札、落札人を以取極候共、其節は後役仕来候迄仮役ニ為致、退役後は直ニ素之小前へ立戻候積、且名主又は組頭相動候もの退役後は年寄と唱、名目之もの多少共村毎ニ有之、右年寄之内ヲ以名主・組頭役、又は百姓代等入札いたし取極候村々多、右様取極有之村々は宜候得共、取極無之村方は、名主・組頭と之家筋差別無之候ては、組頭役いたし候ものは名主役相望候ニ付、名主と組頭と之出入又出来いたし候間、名主役仕来候ものは名主役相動、組頭役仕来候ものは組頭役相動候積、乍併村方ニ寄百姓代は年寄にて相動、組頭は小前にて相動候も有之候ニ付、右等之類は其村仕来ニ為取計候ハ、第一村々治方宜、公事訴訟も格別相減可申見込ニ付、右之儀村々へ申渡候様仕度奉存候、依之取計方奉伺候、以上

天保十年亥十二月

江川太郎左衛門印

甲州都留郡村々役儀取極取計方伺書差出候儀ニ付申上候書付甲州四郡之内都留郡之外三郡は、村々役儀動方夫々取極有之由、都留郡内領と唱、甲州之内ニても別て人氣悪敷、諸事余国同様ニ有之、然ル処私御代官所之内、同領統相州津久井縣之儀は、名主・組頭共永役、又は一村何人と睨と取極有之、隔年等ニ相動候故、役儀出入、又は役好宿意ニ事寄差起候出入無之、郡内領迎も、先年は睨と取極居、治方宜趣之処、追々猥ニ相成、素より人氣不宜場所ニ

付、當時之ものにて役儀ヲ好、取捨之入札ヲ以百姓代又は組頭ニ経上り、一旦組頭ニ相成候得は又名主役ヲ好、種々出入ヲ企候儀にて、百姓代は、名主之手許正不正有無為見届之、小前内より相動候儀にて、別紙伺書申上候通、役好宿意より出入立候儀ニ有之、右取極方之儀は、支配御代官之存寄ヲ以改革等申付、可然哉ニ奉存候得共、国柄人氣悪敷、殊ニ郡内谷村は出張陣屋之儀ニ付、私手限申渡候のみにては心得違いたし、御奉行所へ駈込訴いたし候もの共も有之哉に相聞候処、右役儀取極方は、ハ、九分通ハ難有心得可申趣ニ有之、心得違之もの共は一旦出入訴出候共、取極附候上は、以後村々治方第一之見居ニ御座候間、別紙伺書之儀早速御下知相済候様仕度奉存候、依之添書を以此段申上候、以上

亥十二月

正月廿六日晴風

御評定所へ

江川太郎左衛門印

河合一平

右は今四ツ時老人可罷出旨、福田勝平様より御呼出ニ付罷出候処、甲州都留郡村々役儀取極方之儀取計方伺書、先達て御差出有之処、右様役儀取極方等之義は、素より小前一同より願出候儀にて、御代々之御役と申、人氣悪敷土地柄ニ候迎、聊之儀御頭様へ御伺ニ相成候様にては際限も無之儀ニ付、御伺書は御奉行所へ御廻之上御下被成候旨、且右ニ付出入立候砌は、其廉を以御伺相成候方可然旨、御同人様御談之事

（朝日馬場 渡邊洋男家文書 支配・法令一九）

【解説】 本史料は陣屋内部の史料で、本来は村方に伝わるものでな

いと思われる。渡邊家が郡中惣代を勤めたことが伝存に影響しているであろう。ともかく表紙の年代によれば子年（天保十一年）二月にまとめられたもので、谷村陣屋から垂山代官江川への伺書下、江川から江戸の勘定奉行所への伺書からなり、天保十一年正月に評定所へ提出されたと思われる。うち谷村陣屋の伺書下とは、鶴川宿本陣・名主の吟味上の肩書き問題にも触れる内状と思われる、その下ケ札は、恐らく勘定奉行所よりの状を元とすると推測される。公事・出入りの多発を押さえ込む方策が村役人論として取り上げられていることが興味深い。

九 新代官より年貢ほか納入日限厳守申渡につき加畑村請書

安政二年（八五）一〇月

（表紙）

御年貢其外諸納物之儀ニ付被仰渡御請書

加畑村

其村々我等支配被 仰付候ニ付ては、先般被仰渡置候趣厚相心得、第一御年貢・諸返納物之儀、触日限通可相納は勿論之筈にて、畢竟銘々高ツ持、屋敷を構、親妻子を安穩ニ扶助いたし、悪党もの其外害を致すもの無之様厳重ニ御取締被成下、百姓役ニも難及太儀之品は、御入用御普請被仰付、凶作其外非常之節は夫々蒙御救候、難有御仁恵之程は何故之事と相考する時は、全御年貢を納る故にて、農家之儀は御年貢納方第一ニ心得、我意を立す、おのれを守る時は衣食住おのすから足て、心痛苦勞もなく生涯を安穩ニおくるものなれは、冥加之程相弁難有事と存へし、且又非常備金其外御貸附之儀

第二節 陣屋と郷宿

一 陣屋と村々

一〇 陣屋内へ入ることを許可する門札預かり人名の書上

天明五年（六五）正月

（表紙）

天明五年

御門札預ケ所控

巳正月 佐兵衛

木札五枚

御役所より預ル

（裏紙）

右ハ惣て百姓御役所御門内ニ狼入候事御法ニ御座候、然ル処ニ万一火事等出来候節、人足召つれ、此札持参いたし、御役所へ相詰可申段被仰付、奉承知候、然ル間村内向寄能所ニ年寄百姓ニ老校宛預置、万一之儀候節、彼共先立百姓不残召つれ、御役所へ相詰可申候、以上

札 老校

惣右衛門

同 老校

多郎右衛門

同 老校

清 藏

同 老校

三右衛門

同 老校

善兵衛

（東京都中野区

小俣信雄氏所蔵

近藤家文書

村政・行政四）

も、素より御救筋にて、右様品々之御慈悲を難有事と不存、困窮ニ候連、納物は延引いたし候ても、無構もの様ニ心得候時は、自然と身持懦弱ニ成行、農事家業ヲ怠り、終ニは天罰を蒙り、弥増困窮ニ陥るものなれば、右等之所能々相弁、是迄愚弊にて御年貢・諸納物延引いたし候段は心掛不宜儀と発明致、向後納物之儀触日限通可相納、尤左之通申渡置上へ、此後御年貢其外諸返納物とも延納いたす上は、無余儀厳格ニ取計可申、自分支配ニ相成候ニ付てハ、心之及文善ヲ勸メ悪を懲らし、百姓撫育ニ候趣意行届候様いたし遣度間、此旨厳重ニ相弁、心得違無之様可致事

卯九月

前書被仰渡之御趣意御申聞被成、一同難有承知奉畏、右村役人より御役所へ御請書差上候上は、此後御年貢其外、村役人より触日限通聊御差支無之様可仕候、依之御請印形奉差上候、以上

安政二卯年

加畑村小前

十月

安右衛門

勇 八

栄 藏

（以下三一人略）

（加畑 森嶋芳彦家文書 支配・法令一八）

【解説】 本史料は、この年に石和代官に就任した清水孫次郎の申渡に対する請書である。本文は教諭のため修飾が多いが、村方が表紙に記しているように、眼目は、年貢・諸納物の日限皆済を督促するところにある。

【解説】 陣屋内へ立ち入ることは、陣屋役人と村役の馴れ合いを防ぐためにも制限し、本史料によれば、入陣許可証として木札が発行されていた。その数は五枚。所持者を確認する史料である。

一一 谷村陣屋へ差し出す人足や諸入用の郡中賄いについてお尋ね

につき書上

天保九年（二八）八月

（表紙）

御陣中先前仕来書上帳

郡中惣代

乍恐以書付奉申上候

御陣中御賄、其外人足取計向御札ニ付、左ニ奉申上候

御本陣老軒、御長屋四軒、御囲枳蔵四戸、前同所番小屋老ケ所、

板橋老ケ所、御陣内稻荷社之儀、屋根替等は郡中入ニ仕来申候

但 御本陣御長屋向畳表替等は、老ケ年ニ老度宛致、相保

候分ハ其儘相用申候

御陣内掃除人足并御陣屋前通・御囲枳蔵外垣通共、御陣屋附村々

より人足差出来申候

一 用水落候節は、差支候節は御陣中水汲人足、郡中賄ニ仕来申候

一 御支配様御場所替之節、御賄之儀は郡中にて仕来申候

一 御代官様御入陣之節は、郡中にて賄仕来申候、尤永々御逗留御座

候節は、御手賄ニ被成下候

一 御年貢金夜番、大風雨之節詰人足、又は御陣内煤払、御宅掃除、

其外都て臨時人足共両谷村より差出来申候

一 御年貢金御差立之節は、両谷村名主・郡中惣代立会之上、御金辻

第2節 陣屋と郷宿

一 米箱
一 竈
一 水桶
一 糶桶
一 手桶
一 行灯
一 しの鉢
一 火箸
一 まな板
一 柄杓
一 ほふぎ
一 踏次
一 燭台
一 茶盆
一 炭取
一 火打箱
一 火燧矢倉
一 居風呂
一 手桶
一 手洗場桶
ノ

右は式番御長屋置附諸道具之分

覚

一 米箱
一 同糶桶
一 竈
一 七輪
一 火打箱
一 火箸
一 火燧矢倉
一 燭台
一 踏次
一 茶盆
一 ほふぎ
一 まな板
一 柄杓
一 行灯
一 しの鉢
一 居風呂
一 水桶
一 手桶
一 手洗場桶
一 勝手水桶
一 手桶
ノ

右ハ三番御長屋置附諸道具之分

一 米箱
一 同糶桶
一 竈
一 七輪
一 火打箱
一 火箸
一 火燧矢倉
一 燭台
一 踏次
一 茶盆
一 ほふぎ
一 まな板
一 柄杓
一 行灯
一 しの鉢
一 居風呂
一 水桶
一 手桶
一 手洗場桶
一 勝手水桶
一 手桶
一 武ッ

覚

第1章 陣屋支配と郡内

一 米箱
一 同糶桶
一 竈
一 七輪
一 火箸
一 火打箱
一 炭取
一 火燧矢倉
一 燭台
一 踏次
一 茶盆
一 ほふぎ
一 まな板
一 柄杓
一 行灯
一 しの鉢
一 居風呂
一 水桶
一 手桶
一 手洗場
一 同
一 勝手水桶
一 手桶
ノ

覚

一 米箱
一 同糶桶
一 竈
一 七輪
一 火打箱
一 火箸
一 火燧矢倉
一 燭台
一 踏次
一 茶盆
一 ほふぎ
一 まな板
一 柄杓
一 行灯
一 しの鉢
一 居風呂
一 水桶
一 手桶
一 手洗場
一 同
一 勝手水桶
一 手桶
一 武ッ

湯吞所置附諸道具之分

一 米箱
一 同糶桶
一 竈
一 七輪
一 火打箱
一 火箸
一 火燧矢倉
一 燭台
一 踏次
一 茶盆
一 ほふぎ
一 まな板
一 柄杓
一 行灯
一 しの鉢
一 居風呂
一 水桶
一 手桶
一 手洗場
一 同
一 勝手水桶
一 手桶
一 武ッ

右ハ四番御長屋置附諸道具之分

一 米箱
一 同糶桶
一 竈
一 七輪
一 火打箱
一 火箸
一 火燧矢倉
一 燭台
一 踏次
一 茶盆
一 ほふぎ
一 まな板
一 柄杓
一 行灯
一 しの鉢
一 居風呂
一 水桶
一 手桶
一 手洗場
一 同
一 勝手水桶
一 手桶
一 武ッ

右ハ御陣中御長屋、郡中附諸道具取調候所、相違無御座候、以上

天保九戊辰八月

上谷村

名主

下谷村

名主

七

郡中惣代

名主

大曾根村

名主

七

定四郎

名主

七

中津森村

名主

七

太治兵衛

名主

七

上暮地村

名主

七

惣右衛門

名主

七

上吉田村

名主

七

大蔵

名主

七

長浜村

名主

七

民部

名主

七

朝日馬場村

名主

七

柳蔵

名主

七

四日市場村

名主

七

太郎兵衛

名主

七

谷村
御役所

(朝日馬場 渡邊洋男家文書 郡中惣代一〇三)

【解説】 陣屋付諸道具については、よくわかっていない。本史料で掲げられる道具は、郡中賄いに限られているため、とくに陣屋備えの武器類は欠落するが、台所・諸長屋に置かれた日常的な生活を窺

わせるものである。

一三 谷村陣屋付時鐘守の身元保証の書付

年未詳 卯一〇月

(包紙ウツ書)

谷村

添書附 御役所

都留郡

村々

覚

谷村陣屋附

時之鐘守

後藤 玄龍

右之もの儀、例年之通鐘撞料為助成郡中廻村致候間、於村々諸事先例ニ隨、差支無之様可取計候、紛敷ものニ無之間、為其書付相渡置もの也

(印) 卯十月

谷村

御役所印

都留郡

村々

役人

(朝日馬場 渡邊洋男家文書 支配・法令一四〇)

【解説】 本史料は、時鐘守の身元を保証した書付である。時の鐘は陣屋付とされ、その鐘守は郡内を廻村し、鐘撞き料を徴収したことがわかる。

二 陣屋仕法替反対運動

一四 石和陣屋にて公事・諸願ほか五年間取り扱いにつき請書

文化三年(一八六二)六月

差上申御請書之事

一 私共郡中村々、是迄谷村御陣屋ニおいて御用向御取扱御請候処、一昧当郡村々之儀は、公事出入・吟味物多ニも有之、其外御趣意を以、御年貢御取立并御囲取御用之外は、当寅より五ヶ年之間、為御試、石和御陣屋ニおいて御直御取計被仰付候、依之右年限中は御年貢納并御囲取御用之外、公事出入は勿論、都て諸願・諸届ケ候物共、谷村御陣屋ニてハ御取上無之候間、石和陣屋へ可訴出旨被仰渡候、御年貢其外諸上納方之儀、御触日限通り急渡可相納、万一不納・遅納ニ及村方ハ石和陣屋へ被召出、嚴重ニ可被召遂御吟味、惣て御差紙・御廻状日限等、聊無遅滞罷出可申候、若違背之者有之候ハ、是又御吟味之上、急渡可被仰付旨被仰渡候右は松平兵庫守様御伺之上、御下知ヲ以 被仰渡候間、早速不洩様ニ可申聞旨被仰渡、一同承知奉畏、依之御請印形指上申処、如件

文化三寅

六月日

(朝日馬場 渡邊洋男家文書 支配・法令五五)

【解説】 代官養笠之助は、史料二による農民教諭に続いて手を打った。それが、郡内領の公事・出入りの石和陣屋取り扱いであった。

郡内領村々と谷村の関係を決ち切ることで、距離の問題もあり、訴訟多発を押し入れると踏んだのであろう。本史料は、この措置に対する請書の写であるが、次史料などのように、請書提出で事は治まらなかった。

一五 公事・諸願ほか石和陣屋扱い猶予を願う訴状

文化三年(一八六二)七月

〔御陣屋一件願書下 三通〕

乍恐以書付奉願上候

養笠之助御代官所甲州都留郡上下谷村役人共奉申上候、当月廿日被仰渡候御用有之間、石和御役所へ可罷出旨、御代官様御直印御廻状を以被 仰触候ニ付、則右御日限罷出、着御届申上、翌廿一日御呼出ニて罷出候処、郡内領村々之義、公事出入・吟味物多ニも有之、其外御趣意を以、御年貢御取立并御囲取御用之外は、当寅より五ヶ年之間、為御試石和於 御陣屋ニ御直御取計被仰付候、依之右御年季中は、御年貢納并御囲取御用之外、公事出入は勿論、都て諸願事諸届共、谷村 御陣屋ニては御取上無之候間、石和 御陣屋へ可訴出旨被 仰渡、御請印形可差上旨被 仰聞候、然ル処谷村 御陣屋之義は、従往古連綿仕、明々御陣屋ニ相成候義曾て無御座候処、右之通被 仰付候てハ、上下谷村は不及申上、郡中一統困窮難義仕候故、其段御歎奉申上、勿論被 仰渡之義は重キ御義ニ付、決て違背可仕筋ニは無之、承知仕候得共、御陣屋元両村・郡中難義之始末申上、一応村方へ申聞、御請印形差上

候様仕度段、御猶子御慈悲奉願上候処、一旦 御下知済之上は、如何様相欺キ候共、御取用之御沙汰ニ難被及段被 仰渡候ニ付、御請印差上、右被 仰渡候趣ハ奉畏候、然ル処右之趣帰村之上申聞候処、村方一統奉驚入、右様相成候ては、大小百姓必至と及困窮候段相欺候ニ付、重被 仰渡ニは御座候得共、不得止事、五ヶ年之間御年延奉願上度、右差支難義之始末、乍恐左ニ奉申上候

一 谷村御陣屋之義は、天正十年、乍恐 東照宮様甲州御入国之節、鳥居彦右衛門様を以谷村御城代ニ被成置、其後鳥居士佐守様御領分ニ罷成候、以来宝永二酉年ニ至る百拾五ヶ年、御私領ニ御座候処、同年秋元但馬守様武州川越へ御国替後御廃城ニ相成、直ニ御料所ニ被 仰付、右御城地外構跡へ御陣屋御取立有之、且御田粗蔵并御牢屋・御成敗場等迄御取立被 置、是迄御成敗之時々御用相動候」 〔等大勢、今以谷村住居罷在、当寅年迄百弐ヶ年、郡内領一円谷村於 御陣屋ニ諸御用向御取捌有之候故、郡内領村々より出這入之者も繁多ニ付、おのづから商ひ渡世仕候者も不少、其上御宿等迄相営、今日を送候族も有之、課寡之類ニ至候ては、御用飛脚稼、或は洗濯物等之賃銭を得、露命を繫来候処、五ヶ年御試とは乍申、此度右御陣屋御引弘同様ニ相成候ては、忽旧来之助成ニ相離難義仕候、上下谷村之義、村高ニ見合候ては格別家数人別多、両村衰微困窮仕候、右御様^(武)中、取統難相成者多分及退帳候義顯然ニ御座候、右之通一統欺敷、別て私共村方之義は、往古より郡中代兼相動罷在、既ニ 御代官様御場所替之度々郡寸御引度之節、最初上下谷村被 召出、郷村御引渡之趣被 仰

谷村 御在陣被為成候ハ、弥以郡中静謐仕、百姓一統安堵可仕と奉存候処、此度 御陣屋御引弘同様之義被仰渡、小前末々之者迄奉驚入候義ニ御座候、然ル処前書奉申上候通り、郡内領之儀ハ極山中村々多、頑愚之族のみニて、石和表之御取扱ニ相成候ては、御陣屋格別遠隔ニ被成、右鉢之者共は村役人之制止も行届申間敷、素より蚕業・織機之営を以業ひ之第一ニ仕、多分上下谷村へ持出し、売捌候ニ付ては、他国より諸商人多分入込候得共、御陣屋之御威光故、村役人共之申付をも承伏仕、是迄無難ニ相治り候処、御陣屋御引弘同様ニ相成候ては、右等之教諭も取用薄相成、其外如何様之義仕出可申哉も難計、其上山附村々之義は、是迄迎も、悪者等山林又は谷間ニからまり居候義及数度ニ、別て御陣屋手遣之村々へは、賈役人其外種々悪党者入込候義も有之、一統安心難仕奉存候事

一 谷村 御陣屋之義は凡当郡中程ニて、最寄近在村々之義は、御役所へ諸御用向相動、其日帰ニ仕、遠方村々分は、一夜泊等ニて御用向相弁候処、此後石和 御陣屋へ罷出候様相成候ては、道法六、七里、又は及拾六、七里ニ、山坂難所を相抱、御用相動候義故、其日帰ニ相弁候村方も、往返ニては三、四日相懸り、遠方村方ニ至候ては、四、五日又は六、七日ニもおよひ、夫丈農業手後れニ相成可申、当郡中是他領と違、富士山根方北裾ニて、寒暖之氣候不順ニ有之、田畑仕付収納、誠ニ一日半日を争ひ候土地柄、其上往返入用を始、都て諸雜用費多分ニ相懸り、是迄と違ひ俄ニ夫錢相増候義、一郡之難義不少、困窮弥増、且又谷村 御

渡御請仕、右ニ付 御陣屋并御田粗蔵・御牢屋、其外都て一郡へ拘り候義は、両谷村始ニ被 仰付来候処、此度 御代官様御直印御廻状も、谷村月番へ被 仰付、郡中村々へ継出、其上右御日限石和表へ罷越候処、石和宿郷宿彦助申候は、郡内領村々、当御陣屋附ニ相成候ニ付、是迄とは違ひ、止宿之儀ハ村々存寄ニは相成不申候、石和宿五軒之郷宿へ、郡中村々 御役所ニて御引分ケ被 仰付候由申之候、右ニ付私共村方彦助方ニ止宿仕、翌廿一日一ト宿限り御呼出ニて、上下谷村組込之村々は、三番目御呼込之上、右之趣被 仰渡奉恐入、先前 御代官様、從來御引渡御取計之振合ニは無之、旁欺敷奉存候事

一 甲州四郡之内都留郡之義は、外三郡と違、格別之義ニ御座候哉、既ニ外三郡ニ有之候甲金・三升辨・小切御直段違御上納等之御振合も無之、至て高免御取納、殊ニ当郡ニ限、三両増を以皆金御上納仕、其上御私領より引統浮役・小物成・諸運上物品々相納、甚困窮之郡中ニて、御高貳万石余之処、村数百拾壹ヶ村御座候得共、極山中谷間之村方ニて、東西拾貳、三里、南北拾五、六里、人数七万余有之、右之内ニも組々数ヶ所ニ相分り、右山中手広之儀ニ付悪党者も入込候故、古来御私領之節は、為取締郡中之内五ヶ所ニ出張 御陣屋有之候由之処、御料所ニ相成候後は、谷村 御陣屋御老ヶ所之御取捌ニ御座候得共、先規より御支配 御代官様ニて御見廻被為成候ニ付、右御威光ニ伏し郡中相治、殊更当御代官様御支配ニ相成、別て公事出入少ク、此節漸ニ、三口ならてハ無御座、可相成義ニ御座候ハ、此後老ヶ年ニ両度宛も、

陣屋御普請御修覆諸掛り等、都留郡ニて引受、既ニ^(文化三)去丑年 御陣屋御修覆、当春ニ罷成御牢屋修覆、新規外囲ひ等迄御普請被 仰付、漸当四月中出来栄御見分有之、右御役所ニて諸御用不相動、此上石和 御役所へ相動候ハ、郡中諸入用も二重ニ引受候様ニも相成可申哉と、彼是欺敷奉存候事

前書箇条を以御欺奉申上候始末ニ付、五ヶ年御試、谷村 御陣屋御引弘同様ニ相成候てハ、種々難義困窮之義御座候間、是迄之姿ニて、谷村於 御役所ニ諸御用向御取扱被成下置候様、御願申上度奉存候得共、御代官様御趣意を以被 仰渡候御義ニ付、恐多は御座候得共、実々難義困窮仕候間、何卒格別之御勘弁を以、当寅より五ヶ年御年延被 仰付被下置度、幾重ニも御慈悲奉願上候、此段御支配 御役所様へ愁訴申上度奉存候得共、右一件ハ御下知之由ニて、御請印御猶子相願候得共、御聞済無之、入牢被 仰付候程之御義ニ付、猶又此度御年延願ニ罷出候ハ、弥以欺敷可被 仰付哉も難計、無是非不願恐をも 御慈悲奉願上候、格別之 御憐愍を以、願之通御聞済被下置候ハ、両村は不及申上、郡中村々相助、広太之御救と雖有仕合奉存候、余は御尋之節は乍恐口上ニて可奉申上候、以上

養笠之助御代官所

甲州都留郡

文化三寅年六月

上谷村
名主 伝 兵衛印

名主源七代
年寄 政五郎印
百姓代 重郎左衛門印
下谷村
名主 六兵衛印
組頭 五助印
名主小兵衛代
年寄 九左衛門印

御奉行所様

前書之通、去月廿九日

(勘定奉行)
石川左近將監様へ奉願上候処、御支配

御役所へ御引渡ニ被成、帰村仕候様被 仰渡候得共、右奉申上候通
差懸、当日も取統兼候もの共多分有之、其外一統難義仕候ニ付、無
是非不願恐奉愁訴候、格別之 御憐愍を以、右願之通御聞濟被成下
候様、偏御慈悲奉願上候、以上

寅七月

右

伝兵衛印
政五郎印
重郎左衛門印
六兵衛印
五助印
九左衛門印

御奉行所様

前書之通、当月九日、当

御奉行所様へ奉愁訴候処、御支配御役
所へ御引渡ニ罷成、勿論其砌 御仁惠厚御利解被 仰聞、此節可奉

申上様も無御座、難有屈伏仕候へ共、上下谷村は郡中出遣入之潤を
以、俱渡ニ致来候渡世必至と相止ミ、当日之暮方ニ差支、且又郡中
村々ハ聊之義ニも石和へ罷出、当日より費之入用相掛り、大小之百
姓一同之愁ニ付、如何可仕哉と歎息仕、誠ニ前後を弁兼罷在候処
へ、尚又追々国元より申来、別て身軽之者は為渡世之難歎之積も
有之、或は妻子ヲ引連立退候様子も相見え、捨置候へ、御法度之逃
参^(脱)跡ニも相准シ可申哉、就中愚昧之者之存寄は、村役人願方不行届
候ハ、御陣屋へ挙て罷出愁訴可仕抔と、旁恐多義共取々ニ評義仕
候由、日々申来候ニ付、恐多□□奉存候へ共不得止事、又々継添奉
愁訴候、何れ俄之義故取静り兼、難義至極仕候間、格別之 御慈
悲御勘弁を以、右之条々被為聞召訳、右願之通被仰付被下置候
ハ、其内夫々ニ渡世」 「仕、人別も減少不仕候様相成、
広太之御憐愍と難有仕合ニ奉存候、以上

寅七月

右

伝兵衛印
政五郎印
重郎左衛門印
六兵衛印
五助印
九左衛門印

御奉行所様

(神奈川県川崎市 松久保蔵一家文書 村政・行政一)

【解説】 本史料は文化三年六月(二十九日)、七月(九日)・七月の

訴状からなる。うち六月の訴状は、谷村と郡内村々の歴史的・地理
的関係、および他郡と異なる郡内領の特殊位置から論旨を展開して
おり、以降も含めた仕法替え反対の論点を網羅している。なお、最
後の訴状中の文言を信じれば、訴訟する両谷村の村役人の背後には
逃散などを辞さない郡内村々の小前がおり、村内上層に留まらな
い、広範な反対運動であったことを示唆している。

一六 公事・諸願ほか石和陣屋扱いにては困窮の旨の訴状

文化三年(一八〇六)一〇月

乍恐以書付奉愁訴候

御支配所郡内領左之村々惣代共奉申上候、当六月中御代官様御直御
廻状ヲ以、郡内領村々被召呼被仰渡候へ、郡内領之義、公事出入・
吟味物多ニも有之、其外御趣意ヲ以、御年貢御上納・御田租蔵御用
之外、諸御用向御試として、五ヶ年之間、当御役所御直御取計被為
成候積り、御伺之上 松平兵庫頭様 御下知之旨にて御請印形可
差上段被仰渡奉驚入、其節御訴訟申上度奉存候得共、重キ御下知奉
恐入印形仕、帰村之上小前百姓共へ申聞候処、一同当惑仕、直ニ愁
訴申上呉候様申之、騒立相欺候ニ付、右段御支配様へ可奉愁訴候
処、郡中為と被思召、右御伺被遊候義ニ付、御取上も被下間鋪と愚
昧ニ相心得、不願恐も (勘定奉行 渡路守) 松平兵庫頭様へ度々欠込奉愁訴候処、御奉
行所様御直御利解被仰聞候へ、御支配御役所にて御利解可承旨にて
御引渡ニ相成候ニ付、先達て当御役所へ罷出候処、実ニ難儀之筋ニ
候へ、書物ヲ以可相願、勿論御代官様御廻村ニ付、追て可罷出段被

仰聞候ニ付、此度奉愁訴候へ、別紙御奉行所へ奉差上願書ニ奉申上
候通、私共村々之義、石和御役所勤相成候てハ、仮初之御用向ニも
三、四日、又は五、六日ツ、も相懸り、谷村御陣屋勤よりハ村夫錢
多分相掛り、且又富士山北根村々ニ付田畑仕付一日半日ヲあらそひ
差急候場所ニ御座候処、石和勤往返り日柄相懸り候てハ、村役人ハ
勿論、其外御用拘り候もの、農業渡世之暇費し歎鋪奉存候、然処先
達て組合勤之義被仰付、難有奉存候へ共、組合にて相動候御用向少
く、多分老村立テ不相動候てハ不相濟、殊ニ右村々内にハ、田畑共
冬水懸ケ村方多分有之、富士山裾野村方故、寒中ニも不時ニ雪代満
水候義も有之、其外田方水引仕候節も、雷雨有之時ハ富士山より大
水押下シ満水仕候処、村々何も難場之御普請所数ケ所有之、急破御
普請出来候節ハ、既ニ去ル申年極月廿日、寒中雪代満水仕、用水せ
ぎ一面ニ押払、冬水用水差支候ニ付、直々谷村御役所へ御注進申上
候処、御詰合手段中則刻御手分ケにて御廻村被成、昼夜御村役にて
急水留被遊、其節一面ニ水移^(渡)、皆無ニ可相成候、御威光ヲ以取統
ギ、御年貢無差支御上納仕候処、御陣屋遠方ニ相成候てハ、右様之
節勿論、其外急破御注進等差支、自然と手後ニ相成歎鋪奉存候、其
上山附谷間之村々故、他国より悪もの等入込、山林ニかくまり居候
義も有之、殊ニ当郡之義は、農業之間蚕網稼ヲ以渡世仕候ニ付、江
戸・京・大坂、其外諸国より大金持参網買継人入込、多分谷村滞留
仕、網・紬売買仕候ニ付、右代金ヲ以御上納之手当ニ仕、相統致来
り候処、御陣屋御引払同様相成候てハ、自然と悪もの等も入込、火
盗之難等も如何可有御座と安心不仕、其外別書ニ奉申上候通、難義

第2節 陣屋と郷宿

之始末ニ付小前安心不仕、彼是相歎願立候ニ付不得止事、先規之通被仰付候様奉愁訴度、先月中当御役所へ可罷出義ニ御座候処、四月廿日谷村御役所へ被召呼、福留領太夫様被仰聞候へ、自分事当六月以来谷村御陣屋詰メ罷有候て、郡中村々難義之義ハ承及候ニ付、御年貢御用片付次第石和表へ罷越、村々難義之始末御代官様へ申立可異様被仰、右願我等石和より罷帰リ候迄差控異様被仰聞、勿論谷村役人共へ委細承リ候処、厚御勘弁ヲ以右様被仰聞候義と奉存、差控罷有候処、猶亦御陣屋へ被召呼、右之始末石和表へ度々懸合候処、御代官様より御伺被遊候義ニ付、自分石和表へ罷出候義延引致候旨被仰聞驚入、是悲先達て被仰聞候通、村々難義之始末被仰立被下置候様奉願上候得共、御承引無之ニ付、無余義奉愁訴候、一鉢御代官様郡中為と被思召、御伺被下置候御義ニハ可有御座候得共、逸々奉申上候通り、石和御役所勤ニ相成候てハ、差懸リ難儀困窮ニ付、小前一統相歎候間、誠ニ村々御救と被為思召、格別之御憐愍ヲ以、是迄之通り谷村御陣屋ニおゐて諸御用向御取計被下置候へ、村々小前相助り、難有仕合奉存候間、幾重ニも御慈悲奉願上、則御奉行所様へ奉差上候願書相添奉差上候、猶御尋之義ハ、口上にて可奉申上候、已上

文化三寅十月日

御支配所郡内領困窮願村々

両暮地 小沼 倉見 境 鹿留 夏狩 十日市場 川棚 薄原 平栗 加畑 大幡 中津森 金井 小野 熊井戸 菅野 法能 戸沢 玉川 古川戸 川茂 与繩 馬場 曾雌 秋山 道志

名主 七左衛門
組頭 仁兵衛
百姓代 源左衛門
御役所 矢橋松次郎様
(小野 宮沢 明家文書 村政・行政一)

【解説】 本史料は小野村の訴状写である。仕法替えは文化三年から五か年間との試験期間として設定されたもので、期間終了に近くなったため、文化六年中に代官が交替した機会を促えて提出されたものであらう。多分、同様の訴状は各村から提出されたと思われる。

一八 郡内領村々谷村陣屋にて諸御用扱い認可につき請書

文化八年(八二)正月

差上申一札之事

一甲州郡内領村々者共、聊御用向ニも石和御役所へ罷越候儀、山坂越難所越、殊ニ行程遠、途中へ止宿等ヲいたし候村方も有之、村入用多分相懸り、難儀之趣被為御聞候ニ付、御伺之上、以来郡内領村々之儀、訴状・諸願・諸届ケ・諸帳面之類、其外都て谷村御役所へ差上可申候、尤訴状は、御差紙御日限ニ石和御役所へ罷出、御吟味請可申候、右之外ニも込入候儀は、石和御役所おゐて御吟味可有御座旨被 仰渡、一同承知奉畏候、依て御請証文差上申処、如件

文化八未年

右武拾七ヶ村惣代

鹿留村

名主 武右衛門

菅野村

名主 九右衛門

養笠之助様

石和

御役所

(朝日馬場 渡邊洋男家文書 村政・行政四一)

【解説】 本史料は困窮を前面に出し、困窮二七か村総代による訴状写である。文中で纏々述べる仕法替え反対の論拠は、つまり、水利はか難しい土地柄故に、谷村で即時対応をしないと、代官が望むような年貢皆済にかえって差し支えるということにあらう。

一七 谷村陣屋にて以前の通り諸御用扱いを望む小野村訴状

文化七年(八〇)四月

乍恐以書付奉願上候

五ヶ村役人奉申上候、前々より谷村御役所にて、諸御用向相済罷在候処、去ル寅年養笠之助様御支配之節、石和御役所へ諸御用相勤候ニ付、村々一統難儀至極仕候間、何卒御慈悲を以、前々之通り谷村御役所にて公事出入・諸御用向被 仰付被下置候様、御慈悲奉願上候、右願之通り被 仰付被下置候へ、村々相助難有仕合ニ奉存候、依之連印を以御慈悲奉願上候、以上

文化七年 年四月

小野村

正月七日
村々 名主
(小形山 山本恒男家文書 資料一四)

【解説】 恐らく反対運動が影響し、五か年間という試験期間の終了もあり、出張陣屋の機能は谷村陣屋へ戻された。ただし本史料によれば、訴訟は、谷村陣屋は受理のみで、吟味は石和陣屋、また願書内容が双方の主張で込み入った場合も、石和陣屋扱いとされた。

三 郷宿の活動

一九 谷村郷宿を八軒と定め仲間にて取締る旨の伺書および請書

天保四年（一八三三）八月

（表紙）

谷村郷宿株式并取締方御伺済写

甲州谷村郷宿株式并取締方之儀伺書

私御代官所甲州都留郡下谷村長兵衛後家もん代兼年寄与一郎より、上谷村郷宿寛兵衛へ掛議定違変出入吟味詰、当御奉行所へ相伺候処、与一郎儀、郷宿株式長兵衛へ預中、同人儀寛兵衛より金子を取、引請村方同人方へ相渡候段無相違上は、右村々引戻度との申分は難相立、相手方并引合之もの共儀、与一郎郷宿渡世相始候ては軒数相立、家業衰微いたす段は、素より郷宿軒数不差定上は、右申分も難立、与一郎儀、先代郷宿渡世いたし候段無相違相聞候条、以来同人儀、郷宿渡世相始候は勝手次第之儀、併旅人止宿之儀は相對と可相心得旨申渡、且郷宿軒数其外取締方之儀は、今般出入裁許之上、別段可申上旨御下知相濟、一件之もの共へ御下知之趣、当七月廿九日申渡相濟申候、依之谷村郷宿共取締方之儀、得と勘弁仕候処、先年ハ谷村郷宿差定候株式も無之、勝手ニ渡世仕来、四拾ヶ年前は郷宿拾六軒有之処、追々退転又は相止、文政三辰年以来、上谷村寛兵衛・庄右衛門・市十郎、下谷村久右衛門・次兵衛・甚右衛門・元右

次第も無余儀申立ニ付、以来谷村郷宿株式は、当時私共八軒ニ相限、尤旅人止宿之儀は村々相對次第ニ相心得、向後郷宿共月行司相立、仲間申合、都て家業向不取締之儀無之様念入正路ニ相動可申、若此後新規郷宿渡世願は勿論、先年郷宿渡世いたし候縁故ヲ申立、或は自己之書留等を以、郷宿渡世相願候者有之候共、不被^{（折之）}及御沙汰段被仰渡、逸々承知奉畏候、仍一同連印御請証文差上申処、如件

当御代官所

甲州都留郡

天保四巳年八月廿六日

下谷村	百姓	助
郷宿	年寄	基
同	同	久右衛門
同	同	次兵衛
同	同	元右衛門
同	同	与一郎
上谷村	年寄	寛兵衛
同	同	市十郎
同	同	庄右衛門
同	同	同
下谷村	名主	兵衛代兼
下谷村	百姓	金右衛門
組頭	五郎右衛門	
上谷村	名主	次右衛門
百姓	代市右衛門	代兼

衛門七人之処、今般与一郎儀、先代郷宿渡世いたし候段無相違、以来同人郷宿渡世相始候は勝手次第之趣裁許相濟、同人郷宿相始候上は、当時八軒ニ相成、此上先年郷宿渡世いたし候縁故ヲ以、右渡世向ニ付、追々出入立可申段之趣も相聞、又は郷宿相縁候者出来候様成行候ては、際限も無之儀、此上郷宿軒数相縁候ては、銘々家業ニ差障、衰微可致段は相違無御座、自然不取締之基、一駄人氣不宜土地柄、此後郷宿渡世向之儀ニ付、度々出入立候様にては、郡中一駄之郷宿ニも相成不穩儀と奉存候間、自今谷村郷宿株式は、當時之八軒ニ相限、引請村方は相對次第と相心得、向後郷宿共月行司相立、仲間申合、都て家業向不取締之儀無之様正路ニ可相動、若此後新規郷宿渡世願は勿論、仮令先年郷宿渡世相動候縁故を申立、自己之書留等ヲ以、郷宿渡世いたし度旨願出候者有之候共、不及御沙汰旨申渡、一駄郷宿共家業向取締方申渡候様可仕候哉奉伺候、以上

天保四巳年八月

柴田善之丞

御附紙 集人印

書面伺之通取計、証文取之可被差出候、以上

差出申一札之事

（勘定奉行）

私共村方郷宿株式渡世向之儀、内藤集人正様へ御伺之上御下知之趣、左之通被仰渡候

一私共両村郷宿之儀、是迄軒数差定無之ニ付、先年渡世いたし候縁故を申立、又は新規郷宿渡世相始度由ヲ以、渡世向ニ付間々及出入候処、此上軒数相縁候ては銘々家業衰微いたす段、一同相款候

組頭 源次右衛門

柴田善之丞様

石和

御役所

差上申御請証文之事

下谷村長兵衛後家もん代兼年寄与一郎より、上谷村郷宿寛兵衛へ相掛議定違変出入、引合之者共一同被遂御吟味、内藤集人正様へ御伺之上、訴訟方与一郎儀、郷宿株式長兵衛へ預中、同人儀寛兵衛より金子を取、引請村方同人へ相渡候段は無相違、其余は申争迄之儀ニ付、今更右村々引戻度と之申分は難相立、相手方并引合之者共儀、与一郎郷宿相始候ては軒数相立、家業衰微いたす段も、素より郷宿軒数不差定上は、右申分も難相立、其余無証拠申候迄之儀は、双方共御取用難相成、与一郎先代郷宿渡世いたし候段無相違上は、以来同人儀、郷宿渡世相始候は勝手次第之儀、併旅人止宿之儀は相對次第と相心得可申段、御下知之趣被仰渡、一同承知奉畏候、若相背候ハ、御科可被仰付候、仍連印御請証文差上申処、如件

当御代官所

甲州都留郡

下谷村

天保四巳年七月廿九日

同	訴訟方	与一郎
同	長兵衛後家	もん

右両人組合
百姓
佐兵衛
上谷村
年寄
寛兵衛
相手方
同組合
百姓
伝右衛門
御吟味ニ付被召出候
下谷村
年寄
郷宿次兵衛
同
久右衛門
同
百姓
助
同
長百姓
元右衛門
上谷村
同
市十郎
同
年寄
庄右衛門
右六人代兼
次兵衛
久右衛門
上谷村
百姓
庄兵衛
組頭
源次右衛門
名主
多右衛門
下谷村
百姓
金左衛門

組頭
五郎右衛門
名主
吉兵衛
柴田善之丞様
石和
御役所

(朝日馬場 渡邊洋男家文書 郡中惣代一五)
【解説】 本史料は三点からなる。発端は、先代が郷宿を営んでいた与一郎が長兵衛へ預けた郷宿株の取り扱い出入りで、問題は、谷村郷宿の株数限定、仲間結成と展開した。その結果、七月二十九日に、与一郎の郷宿渡世を認める仰渡し請書、八月に、株式八軒に限定した仲間結成の伺書、認可による請書が提出された。

二〇 用紙・日限・飯料につき谷村陣屋より郷宿へ申渡

天保八年(一八三七)七月

申 渡

郡中村々より訴出候公事出入・諸願書・目安返答書等、程村・西之内等ニ認、且又文言之儀も、過去候同様之事を長々と認、却て事実之趣意相分兼候も間々有之、不宜候、以来は本公事ニ成候目安・返答書共上紙ニ不及、美濃・檀紙等土地在合之鹿紙にて不苦候、文言ハ、可願趣意事実を可成丈短く書取可申候、返答書は、訴状ニ申立候ケ条を凡同様ニ請、返答之趣意を取繕書取候も有之候得とも、右にては不宜、訴訟方申立之趣意をつまみ、可答趣意子細を相認、余は吟味之節委細口上にて可為申立事

但、売掛・貸金濟方并郷宿飯料濟方等之願書・訴状へは、無余儀相願候訳のみ相認、一打ニ金高寄、何村外何ケ村・何人と

認、村数・人数、銘々之金高は別紙帳面、武冊取調相添可差出事

一 兼て村々へ相触置候通、向後何事によらず呼出差日、無謂若当日延引ニおゐて、其もの共急度過意可申付は勿論、郷宿共差紙取次候ハ、其旨差名之もの共相心得候様取計可申候、如是申渡置候上ニも、郷宿共取計方不行届故、呼出之もの日限於不参は、其宿は七日慎申付、商売遠慮可申付条、兼て可得其意事

但、公事出入吟味筋にて呼出候ものへは、急度附添可罷出、若当人難罷出子細も候ハ、仲間之内相互代ニ可罷出候、出掛候郡中之もの等を代ニ差出間鋪事

一 郷宿飯料滞候儀、年来相立濟方願出、当時調中之分も、一時濟方之儀は、去申凶作旁難出来相聞候条、右等は若其当人及潰候ハ、親類・組合・村方へ引請、早々濟方いたし、自今以後公事出入等にて罷出候もの共、飯料之分は其時々急度可請取、若相対を以延置候分は、濟方願出候共不取揚可為相対事、平常御年貢上納其外にて罷出候村役人飯料は、年々七月十二日、十二月廿五日迄ニ可請取、其節滞候ハ、直ニ七月末、翌正中濟方可申立、夫過願出候ハ、可為相対事

但、公事出入にて長々宿詰之ものは、月々十四日・晦日ニ飯料可請取、若不差出候ハ、其段役所へ申立、宿を申断、仲間申合相互ニ宿致間鋪候、右之趣引請村々へ急度談置可申事

右之通向後仲間一同申合、銘々宅へ張出置、急度可相守ものも也
谷村
御役所
天保八年酉七月

(山梨県立図書館所蔵 甲州文庫)

【解説】 本史料は谷村陣屋より郷宿への申渡で、三か条からなる。一条目は、用紙は鹿紙で構わないから適格に主旨を書くこと、二条目は、呼び出し日限を守ること、三条目は、郷宿の飯料払い方について規定している。

二一 郷宿の公事諸事務扱い方申渡につき請書

弘化五年(一八四四)三月

差上申一札之事

公事出入ニ付宿詰被 仰付置候ものハ、毎朝五ッ時御腰懸へ召連罷出、名前書差上可申候、尤懸合中御日延相願候分は不及其儀事一 訴答懸合之儀は、御腰懸并郷宿之内にて可致、茶屋ニおゐて懸合等決して不相成事

一 訴答は勿論、差添たり共宿詰被 仰付置候ものは、無沙汰にて帰村不相成、若右鉢之もの有之候へは、郷宿迄越度ニ付、着いたし候節は其段申聞、村々心得違不仕様可取計、且差添人替り合之儀も 御役所へ申立、御差図可受事

一 御裏書又は附御差紙受候分は、御差日前々日着いたし、当日返答書并始末書共急度可差上旨、相手方より訴訟人へ受取候拜見証文へ認込置候様、郷宿より案書可遣、且訴状・返答書共、訴答にて写を持参可罷在答ニ付、たとひ熟談行届、済口証文認方ニ差支候旨申上候共、 御役所よりは御下無之事

一 御用済相成候村方は、暫時も不置置帰村為致、無益之雜費不相懸

様厚世話可致事

一 右之外前々被 仰出、并去ル巳年柴田善之丞様御支配之節、ケ條
ヲ以被 仰渡候趣、急度相守可申事

右被 仰渡之趣一同承知奉畏候、依之御受証文差上申処、如件

郷宿

弘化五申三月十四日

次兵衛
宗太郎
甚助
耕作
源七
市十郎
利左衛門

佐々木道太郎様
谷村
御役所

(山梨県立図書館所蔵 甲州文庫)

【解説】 本史料は六か条からなる。出頭刻限、訴答掛け合い場所、宿詰の当人・添え人の無断帰郷禁止、訴状・返答書ほか関係史料の当事者の本文保管、用済みの節の即刻帰郷などを定めている。

二二 谷村郷宿の担当村一覧

(表紙)

手 控

一 高貳拾六石五斗四升九合
一 高貳拾四石六斗壹升五合
一 高三石壹斗四合
一 高六拾八石五斗九升八合
一 高三拾石貳斗三升六合
一 高百五拾八石八斗貳升九合
一 高貳百拾石壹斗四升八合八勺
一 高五拾六石四斗八升三合
一 高六百貳拾八石五斗壹升壹合
一 高九百拾石六斗五升九合
一 高三拾五石八斗八升六合
一 高貳百拾八石三斗八升五合
一 高百拾四石貳斗四升壹合
一 高五拾六石八斗五升壹合

大甲州都留郡蔵
甚右衛門
山五里中
啓太郎
平野村
大蔵
長池村
内野村
治兵衛
忍草村
啓太郎
大明見村
大蔵
小見村
啓太郎
新屋村
竹次郎
上吉田村
大蔵
下吉田村
甚右衛門
松山村
治兵衛
小立村
竹次郎
勝山村
大蔵
五里半

年未詳

第2節 陣屋と郷宿

第1章 陣屋支配と郡内

一 高六拾五石八斗四升九合
一 高三拾六石七斗貳升七合
一 高百九拾九石六斗三升壹合
一 高三百四拾七石壹斗四升四合
一 高四拾壹石壹斗五升六合
一 高貳百壹石七斗六升五合
一 高貳百九拾石五升四合
一 高百八拾五石三斗五升九合
一 高百九拾壹石六斗五升
一 高六百七十七斗三升九合
一 高百九拾八石七斗貳合
一 高貳百五石壹斗四升三合
一 高三百七拾石貳斗九合
一 高六百九拾六石三斗貳升七合
家数 百八拾貳軒
人数 八百七拾六人

甚右衛門
成沢村
啓太郎
長浜村
治兵衛
大石村
同
五川口村
竹次郎
上浅川村
同
船津村
(記載なし)
新倉村
(記載なし)
上暮地村
市十郎
下暮地村
竹次郎
小沼村
同
倉見村
大蔵
境里村
竹次郎
鹿留村
大蔵
夏狩村
竹次郎
十日市場村
(記載なし)
上谷村

家数百壹軒
人数四百四拾壹人

牛なし
馬三拾六疋

一 高八百拾七石七斗八升壹合
一 高百四石九斗三合
一 高三拾九石壹斗九升壹合
一 高百五拾三石八斗五升四合
一 高八拾七石八斗九升六合
一 高百壹石三升八合
一 高四拾九石貳斗壹升六合
一 高九拾壹石四斗八升壹合
一 高百石四斗壹合
一 高貳百三拾九石七斗八合
一 高百三拾六石九斗九升六合
一 高四拾貳石六斗三合
一 高三百貳拾石貳斗壹升壹合
一 高百六拾八石五斗四合
一 高三百六拾八石七斗五合
一 高四拾三石五合

(記載なし)
下谷村
大蔵
小野村
(記載なし)
菅野村
市十郎
熊井戸村
法能村
拾八丁
甚右衛門
戸沢村
竹次郎
玉川村
啓太郎
与繩村
同
朝日馬場村
同
朝日曾雌村
治兵衛
秋山村
(記載なし)
道志村
治兵衛
半道
同
古川渡村
甚右衛門
井倉村
治兵衛
田倉村
耕
川五里半
五里半

第2節 陣屋と郷宿

一 高武拾七石壹合	啓 太 郎 加 煙 村	一 高五拾七石三斗六升壹合	甚 右 衛 門 奥 山 村
一 高六拾壹石九斗	治 兵 衛 平 栗 村	一 高三拾五石八斗九升	啓 太 郎 奈 良 子 村
一 高四拾三石四斗四升六合	甚 右 衛 門 薄 原 村	一 高百拾石壹斗六升	同 瀬 戸 村
一 高武百八拾九石九斗壹升四合	治 兵 衛 拾 三 丁 村	一 高武拾八石武斗三升三合	同 林 村
一 高武百六拾六石五斗八升七合	啓 太 郎 中 津 森 村	一 高六拾九石七斗五升四合	同 岩 殿 村
一 高六拾八石九斗七升七合	啓 太 郎 金 井 村	一 高武百石九斗三升壹合	同 同 岩 殿 村
一 高百七石七斗三合	治 兵 衛 三 拾 二 村	一 高武百石九斗三升壹合	同 同 岩 殿 村
一 高武百五拾三石八斗三升五合	同 小 形 山 村	一 高武百四拾壹石九斗九升四合	啓 太 郎 葛 野 村
一 高百武拾壹石六合	甚 右 衛 門 老 里 村	一 高百七拾六石三斗四升八合	市 十 郎 下 和 田 村
一 高八拾四石九斗三升九合	甚 右 衛 門 吉 久 保 村	一 高八拾四石壹斗武升三合	啓 太 郎 三 里 村
一 高百四石武斗八升四合	甚 右 衛 門 阿 弥 陀 道 宿 村	一 高六拾八石七斗五升三合	（記載なし） 治 兵 衛 下 浅 川 村
一 高三百三拾壹石六斗壹升武合七勺	耕 作 白 野 宿 村	一 高武百武拾六石六斗五升武合	大 二 里 宿 村
一 高三百三拾七石壹斗壹升八合	治 兵 衛 中 初 狩 宿 村	一 高三百武拾八石壹斗七升八合	啓 太 郎 駒 橋 宿 村
一 高三百八拾武石壹斗六升八合	同 二 里 宿 村	一 高武百四拾六石壹斗壹升六合	大 二 里 宿 村
一 高三百六拾四石八斗五升八合	同 真 木 村	一 高武百五拾壹石	（記載なし） 大 二 里 宿 村
一 高八拾七石四合	大 二 里 宿 村	一 高三拾九石四斗八合	啓 太 郎 三 里 宿 村

第1章 陣屋支配と郡内

一 高百五拾五石五斗五合	大 蔵 大 野 村 之内	一 高百七拾壹石武斗三升	（記載なし） 甚 右 衛 門 八 ッ 沢 村
一 高百六拾三石三斗壹升七合	治 兵 衛 上 大 野 村	一 高百九拾六石七斗六升四合	（記載なし） 甚 右 衛 門 四 方 津 村
一 高五百拾三石三斗四升武合	同 五 里 内 組 合	一 高四拾武石九斗武合	（記載なし） 治 兵 衛 新 倉 村
一 高九拾石六斗八升六合	竹 次 郎 小 沢 村	一 高武百石五斗八合	治 兵 衛 網 上 村
一 高三百五拾六石三斗五升五合	啓 太 郎 藤 崎 村	一 高百四拾五石武斗八合	同 野 田 尻 宿 村
一 高百三拾六石七斗八升九合	治 兵 衛 小 篠 村	一 高百武拾石武斗七升	竹 治 郎 大 門 村
一 高百三拾七石七斗三升武合	甚 右 衛 門 三 里 宿 村	一 高百五拾三石八斗五升八合	同 鶴 川 宿 村
一 高百五石五斗四升八合	（記載なし） 耕 作 塩 瀬 村	一 高九百八拾六石八斗武升	治 兵 衛 上 野 原 村
一 高百武拾石六斗九升三合	（記載なし） 鶴 嶋 村 之内	一 高七拾三石七升	同 桑 久 保 村
一 高百六拾四石壹斗七升四合	（記載なし） 上 鶴 嶋 村	一 高五拾八石武斗武升武合	甚 右 衛 門 芦 垣 村
一 高百七拾八石八斗三升九合	同 下 鶴 嶋 村	一 高武拾八石四斗四升七合	啓 太 郎 大 曾 根 村
一 高九拾三石五斗五升九合	同 新 田 村	一 高七拾七石五升三合	治 兵 衛 大 倉 村
一 高八拾九石武斗九升四合	同 松 留 村	一 高三拾石九斗七升六合	同 和 見 村
		一 高百五拾六石七斗八升武合	甚 右 衛 門 西 原 村
		一 高五拾九石五斗七升五合	同 小 菅 村
		一 高六拾九石六斗三升七合	竹 次 郎 丹 波 山 村
		合高武万三千三百五石武斗武升九合五勺	百 拾 壹 ヶ 村
			同 郷 宿 治 兵 衛
			同 同 甚 右 衛 門

上 同 耕 作
上 同 市 十 郎
上 同 大 藏
同 竹 次 郎
右代 同 茂 三 郎
下 同 啓 太 郎
右代 同 弥 兵 衛
「幸 助」
(裏表紙)

(法能 鈎持 弘家文書 郷宿二)

【解説】 本史料は「手控」とあり、裏表紙記載、法能村幸助の手で作成されたものであろうが、内容は郡内の村々個々が事に際して止宿する谷村郷宿の一覧と思われることから、あるいは刊行本が存在するかも知れない。成立年代は未詳。ただし、史料一九によれば、谷村郷宿は八軒と定められたが、本史料に登場する郷宿は大藏・基右衛門・啓太郎・治兵衛・竹次郎・市十郎・耕作の七人である。

第三節 両谷村名主と郡中惣代

二三 陣屋ほか普請入札・年貢金宰料・郡中入用割につき書付

安永三年(一七九二)二月

(表紙)

郡中割取極之儀ニ付惣代村々より差出候連印書付式通

郡中惣代控

一 谷村御陣屋并御長屋、其外御田初蔵御修覆御普請有之、金貳両以上之御普請所有之節は、近村役人立合、目論見之上入札触仕、御修覆御普請仕候積、尤至て急破にて、近村へも通達難成差掛候儀は、両谷村にて引請仕候積相定候事

(等)

御年貢金才料之儀、両谷村より通達次第村々順番ニ罷越候積、尤御金御役所より請取候節は、御金才料ニ罷越候者と両谷村役人、御請取書差上候積ニ御座候、万一道中にて御金紛失等有之候歟、又は如何様之変事出来仕候共、郡中村々引請弁上納仕、御差支無之様相定候事

一年々郡中掛入用金割合之節は、上下郷にて四、五ヶ村も谷村へ立合割合候積相定候事

右は私共此度村々相談之上、郡中惣代ニ罷出、両谷村役人と相談仕、前書之通申定仕候、依之右之段奉申上候、此上御場所替等有之候節は、跡御支配様へ御引渡被下置候様仕度奉存候、依之郡中惣代・両谷村名主連印差上申候、以上

郡内領上郷村々惣代

安永三年午二月
下吉田村外貳拾九ヶ村
名主一同連印
下吉田村
主 計
上吉田村
同 筑 後
下谷村名主勘四郎・甚内
上谷村 源太夫
真野惣十郎様
御役所
小沼村
同 作 兵 衛

前条之外此度御金才料金并才料之者差配之儀左ニ申上候

一 御年貢金初納二納

此才領金貳両貳分也

一 銭納金下し千両余は

此宰領金壹両壹分也

右は御金取溜次第早急御差立之儀ニ付、遠方村々間似合兼候、谷村より壹里余四方村々之内へ申遣し宰領相定、夫にて間ニ合不申時は、谷村ヨリ差上候積

右同断金千両内は

此宰領金壹両貳分也

是は右同断

右は近来郡中困窮ニ罷成候ニ付、御金宰領金、書面之減方以相定申候、其外之儀は、前々相定候本文之通承知罷有候得共、猶亦此度継続を以郡中惣代印形差上申候、御場所之節は、跡御支配へ御引渡被成下候様仕度奉存候、以上

上 同 耕 作
上 同 市 十 郎
上 同 大 藏
下 同 竹 次 郎
右代 同 茂 三 郎
同 啓 太 郎
右代 弥 兵 衛
(裏表紙)
「幸 助」

(法能 鈎持 弘家文書 郷宿二)

【解説】 本史料は「手控」とあり、裏表紙記載、法能村幸助の手で作成されたものであろうが、内容は郡内の村々個々が事に際して止宿する谷村郷宿の一覧と思われることから、あるいは刊行本が存在するかも知れない。成立年代は未詳。ただし、史料一九によれば、谷村郷宿は八軒と定められたが、本史料に登場する郷宿は大藏・甚右衛門・啓太郎・治兵衛・竹次郎・市十郎・耕作の七人である。